

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 28 年 3 月 30 日

成田市長 小泉 一成



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
下方地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 28 年 3 月 24 日

3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

○経営体数

個人 8 経営体（うち 認定農業者 4 経営体）

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。

5. 地域農業の将来のあり方

当地区は市の南端に位置し、印旛沼を干拓してできた水田が広がっている。集落内では、農業者の高齢化や農業のリタイアが進んだ結果、農業者の減少に歯止めがかからない。農地の出し手となる農家数は少ないが、まずは地区内において農業を続けていく者を明確にすることを目的として、今回プラン作成となった。

今後は、農業センターや農地中間管理機構の協力のもと、認定農業者などの地域の中心となる経営体への利用集積を進め、経営の低コスト化及び効率化の取組を通じて体質強化を図るとともに、農地の分散錯圃の解消に努め、地域農業の維持・発展を目指す。

6. 農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手・受け手双方の意向を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体への集積を図る。